

感 薬 第 1028 号  
令和 5 年 12 月 26 日

県 医 師 会 長 様  
郡 市 医 師 会 長 様

新潟県感染症対策・薬務課長

「医療措置協定の締結について」の周知について（依頼）

本県の感染症対策行政の推進に、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症に対応した経験等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関等との間で協定を締結する仕組みが法定化されました。

本県では、新潟県感染症対策連携協議会において、上記について議論を重ねた結果、県と医療機関等との協定締結が非常に重要であるとの結論に至りました。

このため、御多忙のところ恐れ入りますが、下記文書を全ての貴会員が所属する診療所へ御周知願います。

なお、外来対応医療機関に対しては、別途通知しております。

記

周知文書 令和 5 年 12 月 26 日付 感薬第 1026 号 医療措置協定の締結について（依頼）  
別紙 1～5、参考 医療措置協定書（ひな型）

【担当者】

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課 青柳、松澤  
電話：025-256-8748 E-mail：honbu3@pref.niigata.lg.jp